

倉敷市

第1版 令和6年4月8日



令和6年度

令和6年能登半島地震で被災された方への支援について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

倉敷市へ避難されてきた皆様を温かくお迎えするため、次のような支援メニューをご用意させていただいております。支援を受けるためには、罹災証明書、被災証明書の提示及び運転免許証など本人が確認できるものが必要です。

また、支援内容によっては条件が異なりますので、詳細については、事前に担当部署へお問い合わせください。

能登半島地震で被災された方への支援制度について

倉敷市コールセンター

電話086—426—3030

FAX 086—426—3939

発行 倉敷市危機管理課 電話(086)426—3645

— 目 次 —

①相談1ページ
②住まい1ページ
③子ども1～3ページ
④教育3ページ
⑤医療3ページ
⑥税金・年金・保険料3～5ページ
⑦施設・事業者5ページ

【注】対象者の分類
「罹災・被災者」 = 令和6年能登半島地震による罹災または被災証明の対象者

避難者への支援状況

市外局番086

番号	分類	支援内容	対象者など	担当部署	電話番号
1	相談	○DV被害者への電話・面接による相談支援 相談窓口電話番号 435-5670 面接相談予約電話番号 435-5750	どなたでも	男女共同参画課	426-3105
2	相談	○保育相談・育児相談 子育て、育児について、不安を抱えている保護者を対象に、相談をお受けします。	対象：「罹災・被災者」	保育・幼稚園課	426-3311
3	住宅支援	○市営住宅の一時入居 当初の6ヶ月間は家賃無償で提供します。 ※状況により、最長一年間まで延長可。 入居する住戸には、生活用品（風呂、ガスコンロ、照明設備、エアコン、カーテン）を準備します。	対象：「罹災・被災者」	住宅課	426-3531
4	育児支援	○児童扶養手当・児童手当添付書類の省略 本市に転入された方で、新たに申請される場合、添付書類の省略をすることができます。なお、この取扱いにより添付書類の省略等が行われた場合には、後日その書類の提出を求められることがあります。	対象：「罹災・被災者」	子育て支援課 各支所福祉課	426-3314
5	育児支援	○児童扶養手当・特別児童扶養手当の所得制限取扱いの特例 倉敷市に転入された受給者の方で、住宅、家財などがその価格のおおむね1/2以上の損害を受けた方は、所得制限の取扱いの特例を受けられます。	対象：「罹災・被災者」	子育て支援課 各支所福祉課	426-3314
6	育児支援	○放課後児童クラブの保育料の免除 放課後児童クラブに入所される児童の保育料の相談を受けます。	対象：「罹災・被災者」	子育て支援課	426-3314

避難者への支援状況

番号	分類	支援内容	対象者など	担当部署	電話番号
7	育児支援	○保育所の入所 住民登録の移転をしなくても、入所が可能です。 ○保育料の免除 保育所の保育料を免除します。	対象：「罹災・被災者」	保育・幼稚園課 各支所福祉課	426-3311 ほか
8	育児支援	○保育所入所児童への制服、カバン、保育教材の支給 保育所入所にあたって必要となる、制服、カバン、保育教材等を、保育所を通じて支給します。	対象：「罹災・被災者」	保育・幼稚園課	426-3311
9	育児支援	○保育所等での一時預かり 利用料を免除します。	対象：「罹災・被災者」	保育・幼稚園課	426-3311
10	育児支援	○妊産婦乳幼児健康診査・新生児聴覚健康診査 妊産婦健康診査、乳児健康診査が受けられます。また、新生児聴覚健康診査にかかる費用を一部補助します。	対象：「罹災・被災者」	健康づくり課 各保健推進室	434-9820
11	育児支援	○母子健康手帳の交付 倉敷市のおやこ健康手帳（母子健康手帳）を交付します。	対象：「罹災・被災者」	健康づくり課 各保健推進室	434-9820
12	育児支援	○その他の母子保健サービス 保健師の家庭訪問指導等の母子保健サービスが受けられます。	対象：「罹災・被災者」	健康づくり課 各保健推進室	434-9820

避難者への支援状況

番号	分類	支援内容	対象者など	担当部署	電話番号
13	育児支援	○1歳6か月、3歳児の健康診査 ○2歳児歯科健康診査 個人負担なしで受診できます。	対象：「罹災・被災者」	健康づくり課 各保健推進室	434-9820
14	就学支援	○小学校・中学校での学用品費や給食費等の相談を受けます。	対象：「罹災・被災者」	学事課	426-3825
15	医療支援	○国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	対象：「罹災・被災者」で倉敷市に転入された方	国民健康保険課	426-3282
16	医療支援	○市民病院で、内科系5床、外科系5床、小児科系2床の合計12床を確保し、診療にあたります。	対象：「罹災・被災者」	市民病院 地域医療連携室	472-8111
17	医療支援	○生活習慣病予防健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、女性の一般健診、歯周病検診等や健康に関する相談を受けます。	対象：「罹災・被災者」	健康づくり課 各保健推進室	434-9866
18	税金・年金・保険	○介護保険料及び利用者負担額の減免	対象：「罹災・被災者」で倉敷市に転入された方	介護保険課	426-3343

避難者への支援状況

番号	分類	支援内容	対象者など	担当部署	電話番号
19	税金・年金・保険	○市民税の減免等（所得が著しく減少した生活困窮者などに対するもの）	対象：「富山県、石川県で罹災・被災された本市納税者」	市民税課	426-3181
20	税金・年金・保険	○市民税の納付に関する期限の延長	対象：「富山県、石川県で罹災・被災された本市納税者」	市民税課	426-3181
21	税金・年金・保険	○国民年金保険料の免除	被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、概ね2分の1以上の損害を受けられた方	市民課	426-3291
22	税金・年金・保険	○固定資産税・都市計画税の納付に関する期限の延長 ○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の延長	対象：「富山県、石川県で罹災・被災された本市納税者」	資産税課	426-3191
23	税金・年金・保険	○固定資産税・都市計画税の減免（生活困窮者に対するもの）	対象：「罹災・被災された本市納税者」	資産税課	426-3191
24	税金・年金・保険	○後期高齢者医療保険料及び一部負担金等の減免等	対象：「罹災・被災者」で倉敷市に転入された方	医療給付課	426-3395

避難者への支援状況

番号	分類	支援内容	対象者など	担当部署	電話番号
25	税金・年金・保険	○子ども医療費助成手続きの特例	対象：「罹災・被災者」	医療給付課	426-3395
26	事業者支援	○事業者へ事務所の提供 被災地等から新たに事務所を移転しようとする事業者に、倉敷ベンチャーオフィス及び児島産業振興センター内の事務所を無償で1年間に限り提供します。 ※施設に空き室がある場合に限りです。	対象：「罹災・被災者」で倉敷市に転入された方	商工課	426-3405
27	事業者支援	○起業支援 倉敷市内で新たに起業しようとする事業者、又は、会社を設立して5年以内の方で事業所を倉敷市に移転しようとする事業者、倉敷ベンチャーオフィス及び児島産業振興センター内の事務所の利用料を1年間無料にします（2年目から有料になります）。※施設に空き室がある場合に限りです。	対象：「罹災・被災者」で倉敷市に転入された方	商工課	426-3405